

○港区入札・契約制度検討委員会設置要綱

平成5年10月26日

5港総経第200号

(設置)

第1条 港区が発注する契約に関する入札方法、契約手続等の改善策を検討するため、港区入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 入札・契約制度に関すること。
- (2) 特別な入札方法、契約手続の実施に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 企画経営部長
 - (2) 用地・施設活用担当部長
 - (3) 街づくり支援部土木課長
 - (4) 企画経営部施設課長
 - (5) 総務部契約管財課長
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 委員会の調査・検討を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、総務部契約管財課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 街づくり支援部土木課長
 - (2) 企画経営部施設課長
 - (3) 街づくり支援部土木課事業用地係長

(4) 企画経営部施設課庶務係長

(5) 総務部契約管財課契約係長

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の幹事会への出席を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 幹事会は、幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部契約管財課が担当する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。